

## 入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文及び入札説明書等をご覧ください。

工事名	市ヶ谷警察総合庁舎（19）建築その他工事
工事種別	建築工事
工事場所(都県)	東京都
工事場所(市区町村)	新宿区市谷本村町 42-1 他
工事概要	敷地面積 24,350.11m <sup>2</sup> 1. 建物 1) 庁舎 構造階数：鉄骨鉄筋コンクリート造 地上7階 地下2階 建築面積：約 5,300m <sup>2</sup> 延床面積：約 30,100m <sup>2</sup> 用 途：庁舎 工事内容：新築1棟 他 新築10棟
担当事務所	東京第一営繕事務所
公告日/期限日/開札日	H31.4.12 / H31.4.26 / H31.8.27
工 期	契約締結の翌日から平成36年3月29日まで 指定部分工期 平成35年4月10日(対象部分：庁舎 他)
入札契約方式/落札方式	一般競争入札(段階的選抜方式) / 総合評価落札方式(技術提案評価型S型) (WTO)
競争参加資格要件の概要	<p>単体有資格業者又は特定建設工事共同企業体の代表者は、関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)が、1,200点以上であること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けた者にあつては当該再認定の際に経営事項評価点数が、1,200点以上であること。)</p> <p>なお、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)が、1,150点以上であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けた者にあつては当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上であること。))</p>
	<p>平成16年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記(ア)の要件を満たす建築一式(躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築(増築にあつては増築部分とする。))工事の施工実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))。</p> <p>(ア)</p>

		<p>1. 建物用途 下記の a)、b)、c)又は d)のいずれかに該当する施設</p> <p>a) 同種施設 事務所・庁舎</p> <p>b) 類似施設 事務室(上級室を含む。)、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室(教室及び実験室を除く。の合計面積(これらに付属する共用部分を含む。))が、申請する建物の延べ面積の1/2を超える建物</p> <p>c) 複合用途施設1 「a)同種施設」と認められる部分の床面積が、要件として設定する「延べ面積」以上ある建物 複合用途施設とは、用途が2以上ある建物とする。</p> <p>d) 複合用途施設2 「a)同種施設」と認められる部分の床面積が、申請する建物の延べ面積の1/2を超える建物 複合用途施設とは、用途が2以上ある建物とする。</p> <p>2. 構造 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造(コンクリート充填鋼管構造は含まない) 地上5階以上</p> <p>3. 延べ面積 20,000㎡以上(申請する施設が複数棟の場合はそのうち1棟の延べ面積とする。また、増築にあつては増築部分の延べ面積とする。)</p> <p>ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請された全ての工事を実績として認めない。</p> <p>なお、当該実績が地方整備局所掌の工事(旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。)又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計(工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点(評定点が修正された場合にあつては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が上記(ア)の施工実績を有し、他の構成員は下記(イ)の要件を満たす建築一式(躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築(増築にあつては増築部分とする。))工事の施工実績を有すること。</p> <p>特定建設工事共同企業体にあつては、代表者が上記(ア)の施工実績を有し、他の構成員は下記(イ)の要件を満たす建築一式(躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築(増築にあつては増築部分とする。))工事の施工実績を有すること。</p> <p>(イ)</p> <p>1. 構造 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造(コンクリート充填鋼管構造は含まない)</p> <p>2. 延べ面積 6,000㎡以上(申請する施設が複数棟の場合はそのうち1棟の延べ面積とする。また、増築にあつては増築部分の延べ面積とする。)</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。</p>
	<p>配置予定技術者の資格、工事経験等</p>	<p>次に掲げる基準を満たす主任(監理)技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、特定建設工事共同企業体として本工事の入札に参加する場合にあつては、原則として代表者の技術者を配置すること。専任を要しない期間は契約締結の翌日から平成31年9月25日を予定する。</p> <p>また、複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。</p> <p>① 主任技術者は、1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士(種別は建築に限る)、若しくはこれらと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これらと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。</p> <p>1)一級建築士の免許を有する者</p> <p>2)二級建築士の免許を有する者</p> <p>3)建設業法第7条第2号イ、ロで定める者(イについては、建築学又は都市工学に関する学</p>

		<p>科を修めた者)</p> <p>4) これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者</p> <p>5) 本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者      監理技術者にあつては、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおりである。</p> <p>6) 一級建築士の免許を有する者</p> <p>7) 建設業法第15条第2号イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた者</p> <p>8) これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者</p> <p>② 1人の者が、平成16年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす建築一式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築にあつては増築部分とする。））工事の経験を有する者であること。</p> <p>ただし、上記期間に産前休業・産後休業・育児休業・介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を平成16年4月1日以前の期間に加えることができる。取得期間は年単位とし、1年未満の場合は切り上げた期間とする。</p> <p>また、上記期間に事業促進PPPに従事していた場合は、その従事期間と同等の期間を平成16年4月1日以前の期間に加えることができる。従事期間は年単位とし、1年未満の場合は切り捨てた期間とする。なお、事業促進PPPとは、測量・設計・用地等の委託業務や地元説明会、関係機関協議等の業務を効率的かつ短期間で実施するために、民間の技術力を活用する手法を言う。</p> <p>従事期間及び取得期間を評価の対象期間以前の期間に加える場合は、別記様式-4に記載すること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））</p> <p>1. 建物用途 <b>企業の施工実績等</b> (ア) 1. と同じ。</p> <p>2. 構造 <b>企業の施工実績等</b> (イ) 2. と同じ。</p> <p>3. 延べ面積 <b>企業の施工実績等</b> (イ) 2. と同じ。</p> <p>ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。</p> <p>なお、当該経験が地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。</p> <p>ただし、経常建設共同企業体にあつては、1社の主任（監理）技術者が上記の工事経験を有していればよい。</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事における経験のみ同種工事の経験として認める。</p> <p>③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>なお、配置予定の監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。なお、恒常的な雇用関係とは入札の申込み（競争参加資格確認申請時）の日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。</p>
--	--	--